

第 1 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日 (月) 午 前 1 0 時 0 0 分

場 所 津 市 水 道 局 2 階 大 会 議 室

出席 部 会 委 員 1 太田 泰弘・ 2 太田 義政・ 3 坂倉 行光・ 4 田村 明
5 前川 洋子・ 8 喜多 義幸・ 10 川口 邦次・ 11 横山 帛生
12 浅生 哲也・ 13 平井 秀次・ 19 佐野 すすま子・ 21 坂野 大徹
24 川邊 千秋

以上 1 3 名

欠 席 委 員 9 石井 康宏

出席 部 会 員 外 委 員 会 長 守 山 孝 之

議 長 第 1 農 地 部 会 長 喜 多 義 幸

事 務 局 職 員 藤 井 事 務 局 長 ・ 鈴 村 次 長 ・ 竹 田 主 査

総 合 支 所 河 芸 : 後 藤 副 主 幹 美 里 : 小 林 担 当 主 幹 安 濃 : 北 角 担 当 主 幹
芸 濃 : 清 水 主 査 香 良 洲 : 中 山 担 当 主 幹

議 事 録 署 名 者 3 坂倉 行光・ 10 川口 邦次

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 7 号 買受適格証明願 (公売) について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農地利用集積計画の
決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第12回第1農地部会を開会させていただきます。
本日の欠席は、9番の石井康宏委員、出席委員は13名です。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
3番の坂倉行光委員、10番の川口邦次委員にお願いしたいと思います。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 大変失礼ですけど、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、議案書の1ページから4ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から29で、4ページをお願いします、合計件数は29件、合計面積は10万5,134㎡、内訳としまして、田が10万4,781㎡、畑で353㎡でございます。
これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
5ページから7ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1から9で、7ページになりますが、件数は合計で9件、合計面積は2万9,400.91㎡、その内訳は田が2万3,351.91㎡、畑が5,867㎡、その他、これは台帳地目が雑種地となっている農地ですが、182㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
8ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
番号1 太陽光発電施設用地の1件で、面積は畑で365㎡でございます。
9ページをお願いします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1、駐車場用地
番号2、宅地分譲用地
番号3、駐車場用地
番号4、駐車場、物置用地
番号5、事務所用地
番号6、宅地分譲用地
番号7、進入用道路
番号8、駐車場用地

番号9、宅地分譲用地

番号10、一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は10件で、合計面積は2,378㎡、この内訳は田が317㎡、畑が2,061㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借権）でございます。

番号1、倉庫及び駐車場用地

番号2、太陽光発電施設用地

の2件で、合計面積は1,914㎡、この内訳は田が1,549㎡、畑が365㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田で963㎡、取得年月日は昭和47年月日不詳でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で35㎡、取得年月日は昭和62年8月26日でございます。

番号3、権利者 _____、申請地は畑で33㎡、取得年月日は昭和62年8月26日でございます。

番号4、権利者 _____、申請地は畑で221㎡、取得年月日は平成7年2月22日でございます。

以上、件数は4件で、合計面積は1,252㎡、この内訳は田が963㎡、畑が289㎡でございます。

これら案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

12ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（公売）について。

番号1、公売対象農地 高茶屋小森町大新田 _____、台帳地目 田、面積17.75㎡、届出人 _____。

これにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う不動産公売に参加するための証明願で、落札後は倉庫用地とするため、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

なお、公売財産は隣接宅地及び倉庫と一括して売却されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

13ページ、14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積24万9,411.4㎡、渡人 _____、面積5,100㎡、申請地 一身田上津部田ハノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,177㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 一身田、受人 _____、面積12万9,131㎡、渡人 _____、面積1,469㎡、申請地 一身田豊野にノ坪_____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積502㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 櫛形、受人 _____、面積3,001㎡、渡人 _____、面積1,512㎡、申請地 産品花道_____、台帳地目・現況地目とも田、面積957㎡外2筆、合計面積1,025㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 櫛形、受人 _____、面積3,001㎡、渡人 _____外7名、面積1,285㎡、申請地 産品産ヶ塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積110㎡外7筆、合計面積1,179㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 櫛形、受人 _____、面積5,488㎡、渡人 _____、面積1,623㎡、申請地 分部五反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,623㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 櫛形、受人 _____、面積4,710㎡、渡人 _____、面積2,084㎡、申請地 分部久保_____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積871㎡外1筆、合計面積2,084㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 雲出、受人 _____、面積2,843㎡、渡人 _____、面積3,061㎡、申請地 雲出長常町十五所南_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,781㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号8、地区 大里、受人 _____、面積1万1,739㎡、渡人 _____、面積3,016㎡、申請地 大里野田町毛抜_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,228㎡外1筆、合計面積5,507㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 村主、受人 _____、面積4,084㎡、渡人 _____、面積952㎡、申請地 安濃町今徳山出_____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積952㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化ため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、新規に営農するものです。

番号10、地区 村主、受人 _____、面積1万2,094㎡、渡人 亡き _____相続財産管理人 弁護士 _____、面積557㎡、申請地 安濃

町川西藤ヶ森_____、台帳地目・現況地目とも田、面積353㎡。

これにつきましては、受人は、申請地を相続財産管理人から譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 安濃、受人 _____、面積6,933㎡、渡人 _____、面積17,313.25㎡、申請地 安濃町内多壺之坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積719㎡外1筆、合計面積1,013㎡。

これにつきましては、次の番号12の農地と自作地相互の交換になります。

番号12、地区 安濃、受人 _____、面積1万7,313.25㎡、渡人 _____、面積6,933㎡、申請地 安濃町内多秋寄_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,200㎡。

これにつきましては、先ほどの番号11と自作地相互の交換になります。

番号13、地区 明合、受人 _____、面積8万3,469㎡、渡人 _____、面積1,421㎡、申請地 安濃町栗加檜之木_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,421㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は13件、合計面積は、すべて田で2万1,817㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1番、2番。

田村委員

4番、田村です。1番については、12月14日現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。なお、以前から賃借し耕作していた申請地を購入するということで、特に問題ないということでございます。

それから、2番ですけど12月11日に現地確認を行いました。こちらについても事務局の説明どおりで問題ないと思います。あと、地元推進委員からも特に問題ありませんという意見でした。

議 長

ありがとうございます。

番号3、4、5、6番。

前川委員

5番、前川です。3番と4番につきましては、12月8日に地元推進委員と現地確認をしまして事務局の説明どおり、特に問題ないということですのでよろしく申し上げます。

それから、5番は12月8日に地元推進委員と話をし、特に問題ないということですのでよろしく申し上げます。

それから、6番は12月10日に地元推進委員と話をし、現地確認をいたしました。耕作には不向きではありますが、具体的な作付計画もあることから、今後も

注視していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
番号7番。

太田委員 1番、太田です。この件につきまして、地元推進委員と確認しました。申請地の隣を推進委員が耕作しており、問題ないということでした。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
番号8番。

坂倉委員 3番、坂倉です。地元推進委員より、特に問題ないという報告を受けております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
番号9番。

平井委員 13番、平井です。12月8日に現地確認を行いました。新規就農を行うための農地取得ということで、地元推進委員も問題ないとのことでした。あとは事務局の説明どおり問題ないと思えますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
番号10番。

平井委員 13番、平井です。これにつきましても、12月8日に現地確認を行いました。今まで耕作放棄地でしたが、譲受人が耕作していただくということで、地元推進委員も特に問題ないとのことでした。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
番号11、12番。

浅生委員 12番、浅生です。11番と12番の案件は、地元推進委員と現地確認をしまして、相互の交換ということで問題なしとの意見でした。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
番号13番。

浅生委員 同じく12番、浅生です。地元推進委員と現地確認をした結果、別に問題なしということでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 上野、借人 _____、面積9万1,613㎡、貸人 _____、面積1,631㎡、申請地 河芸町東千里東番場_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡。
これにつきましては、借人は、兼業のため営農を縮小する貸人と申請地に5年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。
番号2、地区 上野、借人 _____、面積9万1,613㎡、貸人 _____、面積1,176㎡、申請地 河芸町東千里新界_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡。
これにつきましては、借人は、兼業のため営農を縮小する貸人と申請地に5年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。
以上、件数は2件、合計面積は、田で2,022㎡でございます。
これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 これは私の担当する地区ですが、1番、2番とも地元推進委員と確認したところ、別に問題はないということで、あとは事務局の説明のとおりです。
この件について、皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。
次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。
番号1、地区 長野、申請者 _____、申請地 美里町平木堀

田_____、台帳地目・現況地目 田、面積1,946㎡外2筆、合計面積2,527㎡。

これにつきましては、平成14年ごろ檜を植林されており、始末書が添付されておりますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、につきましては、この度取り下げられております。申し訳ありませんが、抹消をお願いします。

番号3、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町今徳中出_____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積42㎡外1筆、合計面積91㎡。

これにつきましては、隣接する一般個人住宅用地の一部としようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は、1件抹消しましたので、2件で、合計面積は、田で2,618㎡に訂正をお願いします。

いずれの案件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

横山委員 11番、横山です。12月8日に守山会長、喜多部会長、事務局ご臨席のもと現地確認を行いました。地元推進委員さんも同席して、問題ないということですので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号3番。

平井委員 13番、平井です。12月8日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございますので、事務局の説明どおり、問題ありません。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

17ページ・18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 産品衣谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積238㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を車両等置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,366㎡外1筆、合計面積1,369㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電資材の資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積44㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積20㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高野尾、受人 宗教法人 _____ 代表役員 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町中町 _____、台帳地目 畑・現況地目 墓地、面積241㎡外1筆、合計面積313㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から寄付を受けるものですが、昭和23年ごろから墓地及び駐車場として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 高野尾、受人 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町北山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積626㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を診療所用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町船山垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積894㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、382.12㎡、転用面積の42.7%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 辰水、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 美里町家所糶平 _____、台帳地目・現況地目 畑、面積531㎡外3筆、合計面積1,599㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、540.49㎡、日影を避けて設置することから、転用面積の33.17%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町安部下津見 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積353㎡外1筆、合計面積392㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西廣見 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積224㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 安濃、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町清水築原 _____、台帳地目 田・現況地目畑、面積66㎡外1筆、合計面積138㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積は、5,857㎡、このうち田が2,465㎡、畑が3,392㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番、2番、3番、4番。

前川委員 5番、前川です。1番ですけども、12月8日に地元推進委員と現地確認しまして、事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

2番、3番、4番は、12月8日に隣接の地元推進委員に参加していただきまして、会長、部会長と現地確認をしました。特に事務局の説明どおり、問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
番号5番、6番。

坂倉委員 3番、坂倉です。12月8日に地元推進委員と現地確認しました。特に問題ございません。また、12月12日に高野尾地区農業推進協議会においても特に問題ないということです。

続いて6番ですが、12月8日に地元推進委員と現地確認をしました。特に

問題はございません。また、12月12日に同じく高野尾地区農業推進協議会において協議しました。特に問題ないということではありますが、申請地が豊里ネオポリスという団地内であることから、道路も狭いし、建設中を含めて注意してもらいたいという意見が出ましたので、申請者に申し伝えました。以上です。

議長 ありがとうございます。
番号7番、8番。

横山委員 11番、横山です。7番につきましては、事務局の説明どおりですが、地元と業者間で調整すべき内容が残っていることから、継続して業者が地域へ説明をしていくことで調整されています。地元推進委員も11月13日に申請書及び現地確認して、問題ないということでした。よろしくお願ひいたします。

それから、8番ですが、12月8日に守山会長、喜多部会長、事務局とで現地確認をしていただきました。地元推進委員も同席し、問題ないとの意見でした。内容的に賃貸借権の設定から所有権移転へ変更するということで問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
番号9番。

平井委員 13番、平井です。12月8日に地元推進委員ともども現地確認を行いました。地元推進委員も問題ないということですので、事務局の説明どおりによろしくお願ひいたします。

議長 番号10番。

平井委員 13番、平井です。これにつきましても、12月8日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題ないということですので、事務局の説明どおりによろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
番号11番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員も別に問題なしということですので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いた

します。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 豊津、借人 _____(株) 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積326㎡のうち219㎡外2筆、合計面積450㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に4ヵ月間の賃貸借権を設定し、申請地を下水道工事用の仮設ヤードとして一時転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、借人 _____(株) 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本一ツ谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積175㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の賃貸借権を設定し、申請地を店舗用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安濃、借人 _____(株) 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町内多壺之坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積908㎡のうち72㎡外1筆、合計面積200㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に平成30年7月30日を期限とする賃貸借権を設定し、申請地を下水道工事用の重機及び車両置場用地として一時転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は、825㎡、このうち田が650㎡、畑が175㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1番については、私の担当地区になります。

地元推進委員と協議したところ、別に問題ないということで、事務局の説明のあったとおりで問題はないと思います。よろしく申し上げます。

番号2番。

川口委員

10番、芸濃の川口です。申請地は9月に許可された隣接地にあたります。地元推進委員と現地調査し審議していただいたところ、別に問題はないということでございました。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

番号3番。

浅生委員	12番、浅生です。地元推進委員も別に問題なしということで、よろしくお 願ひします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがです か。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いた します。 次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使 用貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	20ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸 借）でございます。 番号1、地区 神戸、借人 _____、貸人 _____、申請地 半田松ヶ 枝_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積221㎡。 これにつきましては、借人は、貸人と30年間の使用貸借権を設定し、申請 地を農家住宅用地とするものです。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 件数はこの1件で、この案件につきましては農地法第5条第2項各号には該 当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございます。 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。
前川委員	5番、前川です。12月8日に地元推進委員と現地確認をしまして、事務局 の説明どおり特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがです か。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定いた します。 次に、議案第7号 非農地証明願ひについて、事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>21ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 非農地証明願についてでございます。</p> <p>番号1、地区 草生、願出者 _____、申請地 安濃町草生東浦 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積66㎡外1筆、合計面積413㎡。</p> <p>これにつきましては、提出されております津市発行の評価証明書により、申請地には、昭和41年に既に農家住宅が建築されていることが確認できます。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番。</p>
平井委員	<p>13番、平井です。12月8日に現地確認を行いました。地元推進委員も全く問題ないということでございますので、事務局の説明どおり、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定いたします。</p> <p>次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。</p> <p>各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で15万2,216㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,395㎡、契約件数は70件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で1万9,401㎡、契約件数は8件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9万2,955㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,639㎡、契約件数は27件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万4,652㎡、契約件数は5件でございます。</p>

美里地区につきましては、田の賃貸借で8,374㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて287,598㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で9,034㎡、合計契約件数は114件、合計面積は29万6,632㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で27件、河芸地区2件、安濃地区22件、芸濃地区2件、美里地区1件で合計54件、合計面積は21万2,052㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で47.4%、面積では71.5%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号12についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件について、皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございました。
入室してください。

< 入 室 >

議長

次に、整理番号80外12件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この13件について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号5外53件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この54件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第8号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上で、第12回第1農地部会を終了いたします。

午前10時52分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年12月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____